運転免許証等の自主返納と同時に運転経歴証明書等の交付申請をする方

■　申請ができる方

・現住所が広島県内にあり、運転免許証等が有効期限内の方
・運転免許の停止や取消などの行政処分の対象となっていない方
※　停止及び取消には違反・事故によるものだけではなく、病気を理由とするものも含まれます。
※　有効期限を過ぎ、失効した運転免許証では自主返納の手続はできませんが、失効した運転免許証は返納しなければなりませんので、警察署や免許センターにご持参ください。

■　申請場所

〇広島県運転免許センター（広島市佐伯区）**1 階 10 番窓口**
〇広島県東部運転免許センター（福山市瀬戸町）**1 階 3 番窓口**
〇県内の各警察署の交通課
（竹原署大崎上島分庁舎、呉署音戸分庁舎、尾道署因島分庁舎、山県署千代田交番、福山北署油木交番、庄原署東城交番でも可。）

■　受付日時

〇各運転免許センター
・月曜日～金曜日　8 時 30 分～12 時 00 分/13 時 00 分～16 時 00 分
・日曜日　14 時 00 分～15 時 30 分　※ 免許証を紛失している方はできません。
〇各警察署と上記の分庁舎・交番
・月曜日～金曜日　9 時 00 分～12 時 00 分/13 時 00 分～16 時 00 分
※　いずれも休日および 12 月 29 日～1 月 3 日の間を除きます。

■　手数料

令和 8 年 10 月 1 日から、現金に加えて、クレジットカードやコード決済がご利用いただけます。

保有状況	手数料
運転経歴証明書のみ	1,150 円
マイナ経歴証明書のみ	900 円
運転経歴証明書とマイナ経歴証明書の 2 枚持ち	1,250 円

「マイナ経歴証明書」…マイナンバーカードに運転経歴情報を記録したもの

■　必要なもの

・運転免許証又はマイナ免許証（いずれもお持ちの方は両方）
・申請用写真　1 枚（警察署で手続きする方のみで、免許センターでは不要）
（縦 3cm×横 2.4cm、申請前 6 か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身で無背景のもの）
・手数料
・マイナンバーカード（一体化を希望する方）
・マイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号（6 桁～16 桁の英数字）

※　外国籍の方は上記に加え、下記のいずれかが必要です。

・在留カード又は特定在留カード
・特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書
・外国人の特定事項（国籍や在留資格等）が記載された住民票の写し（コピー不可、交付日から 6 か月以内のもの）

代理人による手続

心身の状態により申請者本人が窓口に来ることが困難な場合に、以下の条件のいずれかを満たす方に限り代理人による申請が可能です。

・親族（同居、別居の別は問いません。）
・福祉関係職員（ホームヘルパー、ケアマネージャー等）
・成年後見人

代理人による申請の場合は、上記必要書類に加えて、下記の書類が必要です。

①　運転免許取消申請等代理手続申込書

書類は各運転免許センター、各警察署窓口に備えています。
また、このホームページからダウンロードすることもできます。
・運転免許取消申請等代理手続申込書↓
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/653094.pdf
・記入例↓
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/653093.pdf

②　申請用写真 1 枚　※用意が難しい方は事前にお問合せください。
（縦 3cm×横 2.4cm、申請前 6 か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身で無背景のもの）

③　申請者と代理人の関係を確認できる書類（※下記の書類を準備できない場合は、事前にお問い合わせください。）

〇代理人が親族の場合
・代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書（運転免許証等）

〇代理人が福祉関係者の場合

・代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書（運転免許証等）

・申請者と福祉関係者との契約内容を確認できる書類（申請者と事業所の契約書及び職員証など複数の書類が必要となる場合があります。）

〇代理人が成年後見人の場合

・代理人自身の住所と氏名を確認できる身分証明書（運転免許証等）

・後見に関する登記事項証明書

■　自主返納された方への支援

運転免許証を自主返納された方を対象に、自治体による支援やタクシーなどの運賃割引制度があります。詳しくはこちら↓
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotsu/menkyo-jisyuhennou-sien.html

■　留意事項

・交通違反や病気を理由として免許取消しとなった方は自主返納することができません。
・自主返納を行うと、自動車等の運転ができなくなります。
・自主返納した運転免許は元に戻すことができません。
・自主返納後に運転免許を再取得する場合、学科・技能試験は免除されません。
・免許証を紛失している方は、住所、氏名、生年月日が確認できるもの（住民票の写し（コピー不可）、マイナンバーカード、外国籍の方は在留カード等）もお持ちください。
・返納される運転免許証の住所が現住所と異なる場合は、現住所が分かるもの（住民票の写し（コピー不可）、マイナンバーカード、外国籍の方は在留カード等）もお持ちください。
・代理人による申請の場合、マイナ経歴証明書を申請することはできません。
・警察署で申請される方は、運転経歴証明書の受領は 2～3 週間後となります。受領を郵送で希望される方は別途郵送料（1,000 円）がかかります。

以下の交番・分庁舎では火曜日及び木曜日の郵送受付ができません。

- 山県警察署千代田交番
- 福山北警察署油木交番
- 庄原警察署東城交番
- 呉警察署音戸分庁舎
- 竹原警察署大崎上島分庁舎
- 尾道警察署因島分庁舎

郵送による受領をご希望される場合は、月曜日・水曜日・金曜日の受付日時に来庁してください。窓口での交付をご希望される場合は、火曜日及び木曜日でも対応可能です。また、マイナ経歴証明書を申請した場合、郵送はできず、必ず本人が警察署へ後日来署する必要があります。

※　過去の交通違反、交通事故および運転免許に係る行政処分の記録について証明する「**運転記録証明書**」、過去に失効した免許・取り消された免許又は現在受けている免許の種類・取得年月日等について証明する「**運転免許経歴証明書**」は自動車安全運転センターが発行する証明書です。
これらの証明書は自主返納窓口では発行しておらず、申請窓口が異なりますので、ご注意ください。
申請窓口：自動車安全運転センター広島県事務所（広島県運転免許センター3 階）
Tel:082-941-5111

■　お問合せ先

広島県警察本部交通部運転免許課　免許第三係
Tel:082-228-0110（代表）　内線:703-226～228
月～金（休日を除く）8:30～17:00 までの間　※12 月 29 日～1 月 3 日の間を除きます。